

秋田県警察指紋等取扱規程

最終改正 平成19年1月4日

平成12年7月5日本部訓令第22号

この訓令は、秋田県警察における指掌紋の取扱いについて必要な事項を定めたものであり、その内容は、

- 現場指掌紋の処理
- 現場指掌紋の照合、登録等
- 遺留指掌紋該当者の通報
- 遺留指掌紋の削除
- 指掌紋情報の安全管理

などである。